

「物品等の堆積又は放置」に限り、この条例で措置・罰則を規定し、命令・行政代執行を行う場合は審議会に諮ります。
そのほかの「不良な生活環境」については関係法令に基づき措置を行います。

8・9 措置の内容

支援をしても解決しない場合、市はどうするの？



支援を実施しても不良な生活環境が解消しない場合において、その不良な生活環境が、著しく周辺の生活環境に影響を及ぼすときは、次の強制力のある措置をするものとする。

指導	支援を行っても不良な生活環境が解消しない場合において、その不良な生活環境が周辺の生活環境に対して著しい悪影響を及ぼすと認めるときは、不良な生活環境の原因となる物品等の堆積若しくは放置をする者（以下「堆積者」という。）又は不良な生活環境に係る建築物等の所有者に対し、その不良な生活環境を解消するために必要な措置をとるように指導することができる。
勧告	指導をした場合において、なおその不良な生活環境が解消しないと認めるときは、当該指導を受けた者（堆積者に限る。）に対し、期限を定めて当該物品等の堆積又は放置を解消するために必要な措置をとることを勧告することができる。
命令 【要審議会へ諮問】	勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に係る措置をとらなかった場合において、その者に対し、期限を定めて当該勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
行政代執行 【要審議会へ諮問】	命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わない場合において、他の手段によっては命令した措置の履行を確保することが困難であり、かつ、当該措置の不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法の定めるところにより、当該措置を当該命令を受けた者に代わって行うことができる。

関係法令と罰則

関係する法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定します。

<p>建物の不良な管理</p> <p>建築基準法 建築物の敷地、構造又は建築設備に損傷、腐食その他の劣化が生じ、そのまま放置すれば保安上危険又は衛生上有害となるおそれがあると認める場合 など</p> <p>空き家特措法 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態があると認められる特定空家があるとき</p> <p>指導・助言 命令 代執行</p> <p>指導・助言 命令 代執行</p> <p>命令違反で1年以下の懲役又は100万円以下の罰金</p> <p>命令違反で50万円以下の過料、立入検査拒否等で20万円以下の過料</p>	<p>不適切な動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水</p> <p>動物愛護法 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるとき</p> <p>指導・助言 除去勧告 除去命令 改善勧告又は命令 報告徴収又は立入検査・物件検査</p> <p>命令違反で50万円以下の罰金、報告拒否等で20万円以下の罰金</p>	<p>立木及び雑草の繁茂</p> <p>道路法 違法放置等物件が交通に危険をおよぼすおそれがあると認められる場合で、他の手段によってその履行を確保することが困難でありかつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき</p> <p>消防法 屋外において火災の予防に危険であると認められる行為者又は火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認められる物件がある場合</p> <p>命令 代執行 罰金・勾留</p> <p>民法 隣地の竹木の枝が境界線を越え、所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、所有者が相当の期間内に切除しないとき、所有者やその所在を知ることができないうとき、窮迫の事情があるとき</p> <p>催告 竹木の切除</p>
---	---	--

10～18 審議会

命令や行政代執行等を行う際には、市長の諮問機関として設置する有識者等で構成する審議会に諮る。

どのような役割なの？



19 罰則

正当な理由なく立入調査等を拒否した場合及び命令を受けた者が当該命令に従わないときなどは、5万円以下の過料を科す。

条例に違反したらどうなるの？



不良な生活環境の解消に向けて 条例を制定しました

静岡市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例

動物の多頭飼育や
不適切な給餌
による糞害や悪臭の発生

物やごみの堆積や放置
による害虫や悪臭の発生

建築物の不良な管理
による屋根などの崩落のおそれ



条例施行日
令和5年4月1日

直接、担当課に相談したい方はこちら

<p>■ 物やごみの堆積について 廃棄物対策課 電話:221-1364 FAX:221-1564</p>	<p>■ 空き家について 住宅政策課 電話:221-1192 FAX:221-1135</p>
<p>■ 動物の多頭飼育や不適切な給餌について 動物愛護センター 葵・駿河区 電話:278-6409 FAX:278-2987 清水区 電話:354-2403 FAX:354-2226</p>	<p>■ 管理不全建物について 建築安全推進課 電話:221-1267 FAX:221-1135</p>

相談先に迷う方はこちらにご相談ください

不良な生活環境が発生しているのが…

<p>葵区の場合 葵区役所 地域総務課 区民生活係 静岡庁舎 1階 電話:221-1595 FAX:221-1104</p>	<p>駿河区の場合 駿河区役所 地域総務課 区民生活係 駿河区役所 3階 電話:287-8697 FAX:287-8709</p>	<p>清水区の場合 清水区役所 地域総務課 区民生活係 清水庁舎 4階 電話:354-2170 FAX:351-2007</p>
---	--	---

この条例についてのお問い合わせ

環境局 廃棄物対策課 適正処理推進係
静岡庁舎 13階 電話:054-221-1364 FAX:054-221-1564
ホームページ <https://www.city.shizuoka.lg.jp/283.000071.html>



条例の要点を記載しています。
条例の全文を閲覧したい方は、ホームページをご覧ください。

1 条例の目的

この条例で何を指すの？



この条例は、建築物等における物品等の堆積等によって生じる周辺的生活環境の悪化等の影響に対して、これを生じさせた者が抱える生活上の諸問題に配慮しつつ、その影響を解消し、及び良好な生活環境を確保するための支援及び措置に関し必要な事項を定めることにより、もって市民が安全かつ安心して快適に暮らすことができ、及び相互に支え合う地域社会の実現に資することを目的とする。

2 定義

「不良な生活環境」とは何を指すの？



建築物等における

- ・物品等の堆積又は放置
- ・建築物の不良な管理
- ・不適切な動物の飼養又は保管
- ・動物に対する不適正な給餌又は給水
- ・立木若しくは雑草の繁茂

左の原因により当該建築物等の周辺における生活環境が著しく損なわれ、または損なわれるおそれがある状態

3 基本方針

どんなアプローチで行うの？



- 1 不良な生活環境は、原因者が自ら解消することを原則とする。
- 2 不良な生活環境の発生の背景に、原因者の精神的又は身体的な状況、地域社会における孤立等の生活上の課題等があり得ることを踏まえ、福祉的な視点から、原因者に寄り添い、原因者が自ら当該不良な生活環境を解消するための支援を行うものとする。
- 3 不良な生活環境を予防し、及び解消するための支援は、市、地域住民、関係機関等が協力して行うものとする。
- 4 前3号に掲げる方針により不良な生活環境の解消のための支援を行ってもなお解消されない場合は、当該不良な生活環境の解消に必要な措置を講ずるものとする。

4 市の責務/5 市民の責務

私たちがすべきことは？



市

- ・基本方針に基づき、不良な生活環境の解消に関する施策を適切かつ総合的に実施する。
- ・不良な生活環境の解消に当たって、関係法令に基づく措置のうち、その権限に属するものを適切に行使するとともに、関係機関との円滑な連携を確保し、総合的な解決を図るものとする。

市民

- ・不良な生活環境の発生の予防に努める。
- ・市が実施する不良な生活環境の解消に関する施策に協力する。

不良な生活環境全般について、調査を行うことができます。

6 調査

調査とは何をするの？



いずれも、この条例の施行に必要な限度において

- 1 建築物等の状態、使用状況等について、原因者、当該建築物等の所有者その他の関係者に対し報告を求めることができる。
- 2 職員に、不良な生活環境にある建築物等に立ち入り、必要な調査を行わせ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 関係機関に対し、建築物等の居住者に関する情報の提供を求めることができる。
- 4 原因者、建築物等の所有者その他の関係者に関する事項について、市の保有する情報を利用することができる。

ポイント

- ☑ 親族関係や福祉サービスの受給状況など、市が保有している情報を使用し調査できるようになります。



不良な生活環境全般について、支援を行います。

7 支援

市はどのような支援を行うの？



- 1 原因者に対し、自ら不良な生活環境を解消するための支援を行うものとする。
- 2 堆積した廃棄物の排出の指導又は収集
建築物等の緊急的な補修の援助
動物の適切な飼い方の指導
動物の引取り、立木等の伐採の助言
市営住宅への入居の誘導
不良な生活環境の状況及び原因者の事情に応じ適宜の手法を選択する。
- 3 地域住民、関係機関等に対して必要な情報提供を行い、その協力を得て原因者が自ら不良な生活環境を解消するための支援、当該不良な生活環境が解消された後における再発防止のための見守りその他の取組をこれらの者と協力して行うものとする。

ポイント

- ☑ 不良な生活環境の背景要因となっている生活上の課題を解決するためのアドバイス等を行い、状態の解消や再発防止の支援をします。

